

## ヤングケアラー支援条例の比較

苫小牧市（案）	入間市	鹿沼市
目的	目的	目的
<b>定義（ヤングケアラー）</b> 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の者	<b>定義（ヤングケアラー）</b> 本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する 18 歳未満の者をいう。	<b>定義（ヤングケアラー）</b> 身体上又は精神上的の障害、高齢、疾病等により支援を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の支援を提供する 18 歳未満の者をいう。
基本理念	基本理念	基本理念
市の責務	市の責務	市の責務
<b>保護者の役割</b> ・子どもが世話等の責任を負うことでの影響への配慮 ・ヤングケアラーの理解、適切な養育 ・状況に応じた援助希求	<b>保護者の役割</b> ・子育ての第一義的責任があることを認識し、子どもの意向を尊重しつつ、年齢や発達に応じた養育に努める ・本来大人が担うと想定される世話等の責任を子どもに負わせないよう、困難に応じた支援を求めることができる	<b>保護者の役割等</b> ・子どもの意見を尊重しつつ、子どもの年齢及び発達段階に応じた養育に努める ・本来大人が担うと想定される世話等の責任を子どもに負わせることのないよう、困難に応じた支援を求めることができる
市民等の役割	地域住民等の役割	市民等の役割
関係機関等の役割	関係機関の役割	関係機関の役割
学校等の役割	学校の役割	—
—	早期発見	早期発見
—	—	推進計画
ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーの支援	—
広報及び啓発	—	広報及び啓発
人材の確保	人材の確保	—
実態の把握	—	—
体制の整備	支援体制の整備	体制の整備
財政上の措置	財政上の措置	—
委任	委任	委任